

國際婦人關係資料 No. 1

各国婦人の現状 NO.1

—— 国際連合諸機関への進出状況 ——

労働省婦人少年局

は し が き

世界の国々の相互関係が日増しに緊密化して行く今日では、婦人の問題も国際的な観点から観察してその向上をはかることが必要とされます。世界のいろいろな国々で、婦人たちはどのような生活をしているか、又日本の婦人は国際的にどういう地位をしめているかということを知ることが、日本の婦人問題を考え、その解決をはかるうえに大きな参考となると思われますので、この『各国婦人の現状』を発行いたします。

この資料は主として国際連合の諸資料にもとずいて、婦人少年局が分析、編集したもので、項目別に分冊して逐次発行する予定です。本篇は国際連合のいろいろな機関への婦人の進出を紹介するもので、今後日本婦人のこの方面における活動の促進に役立つことができれば幸いです。

なお国際連合では、国連憲章にうたつてある男女の平等の理念を実現するために、経済社会理事会の中に『婦人の地位委員会』をもうけて、各国婦人の地位の向上をはかつております。本篇に使用した国連資料も多くはこの『婦人の地位委員会』を通じて入手したものです。

本篇を作成するにあたって主に使用した資料は、国連経済社会理事会資料 “Participation of Women in the Work of the United Nations (E/CN. 6/132. 及び E/CN. 6/167), “Report of the Third (Fourth, Fifth) Session of the Commission on the Status of Women” (E/CN. 6/124, E/CN. 6/L. 25, E/CN. 6/175), ILO 資料 “ILO 34th Session 1951. Delegation and Secretariat.” で、各機関の名称については、外務省資料によりました。

1952年3月

労働省婦人少年局

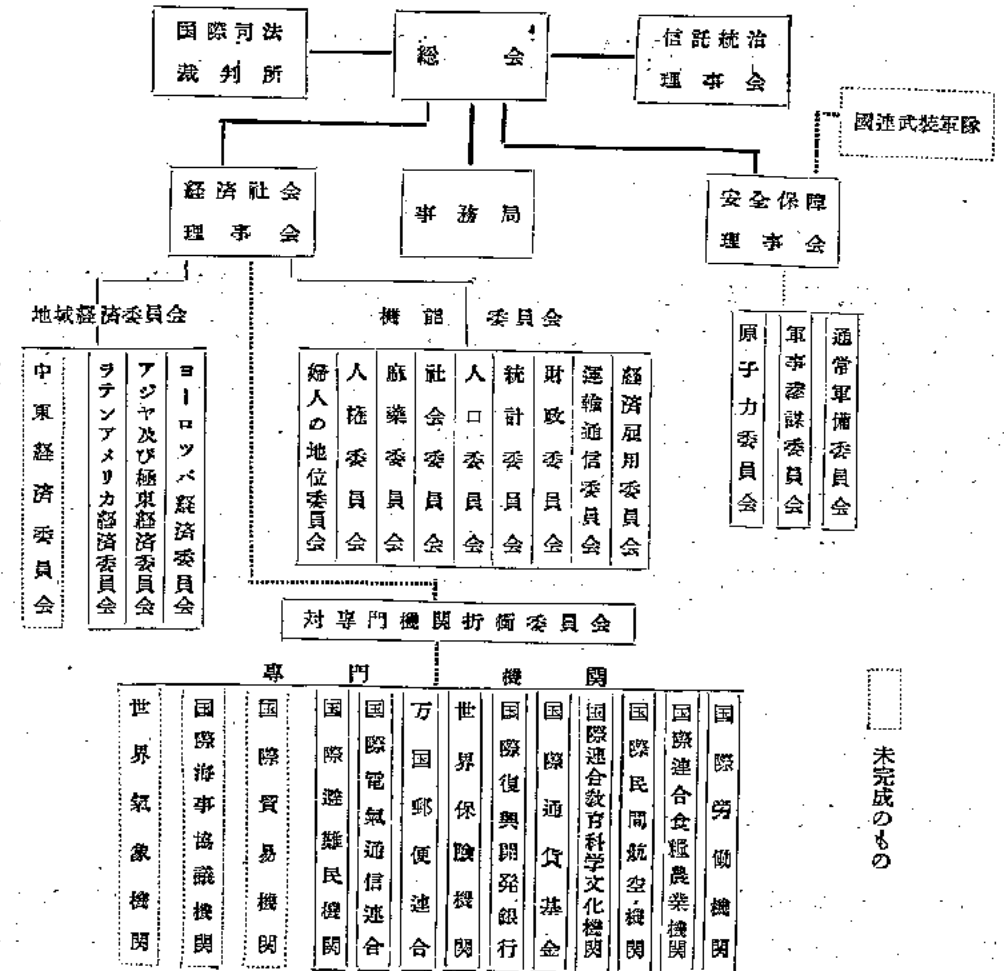
目次

国際連合機構一覽図	(3)
I 概要	(4)
II 各機関への進出状況	(4)
1. 事務局職員	(4)
2. 各審議機関への代表	(6)
3. 各専門機関への代表	(9)
III 婦人の地位委員会の態度	(10)

附表目次

第1表 國連事務局男女職員の等級	(5)
第2表 國連事務局婦人職員の国籍	(5)
第3表 第5回国連総会における出席者	(7)
第4表 同上会議における婦人出席者	(7)
第5表 経済社会理事会々議における出席者	(7)
第6表 経済社会理事会の機能委員会における委員	(8)
第7表 経済社会理事会の地域経済委員会における委員	(8)
第8表 信託統治理事会々議における出席者	(8)
第9表 第4回ユネスコ総会における出席者	(9)
第10表 第34回ILO会議における出席者	(9)
第11表 同上会議における婦人出席者	(9)
第12表 第5回FAO会議(国際食糧農業会議)における出席者	(10)
第13表 第2回WHO会議(世界保健会議)における出席者	(10)

国際連合機構一覽図



各機関原名及び略号

国際労働機関	International Labor Organization	ILO
国際連合食糧農業機関	Food and Agriculture Organization of the United Nations	FAO
国際連合教育科学文化機関	United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization	UNESCO
国際民間航空機関	International Civil Aviation Organization	ICAO
国際復興開発銀行	International Bank of Reconstruction and Development	BANK
国際通貨基金	International Monetary Fund	FUND
万国郵便連合	Universal Postal Union	UPU
世界保健機構	World Health Organization	WHO
国際避難民機関	International Refugee Organization	IRO
国際電気通信連合	International Telecommunication Union	ITU
国際貿易機関	International Trade Organization	ITO
世界気象機関	World Meteorological Organization	WMO
国際海事協議機関	Intergovernmental Maritime Consultative Organization	IMCO

未完成のもの

国際連合諸機関への婦人の進出状況

I 概 要

国際連合には、総会、三理事会（安全保障理事会、経済社会理事会、信託統治理事会）国際司法裁判所、事務局の6つの主要機関があり、さらに総会、安全保障理事会、経済社会理事会は、それぞれいくつかの委員会をもっており、そのほかに国際労働機関（ILO）国際連合食糧農業機関（FAO）国際連合教育科学文化機関（UNESCO）等十数の国際機関が、国際連合と協定を結んで経済社会理事会の専門機関となつています（機構図参照）。

これらの諸機関における各国婦人の進出状況をいろいろな資料によつて見ると、大要以下の通りですが、総じて重要な地位への婦人の進出はまだ男子に遠く及ばない現状であるといえましょう。

II 各機関への進出状況

1. 事務局職員 (1950.12.30 現在)

ニューヨークにある事務局では、事務総長以下 3,320 人の職員が働いておりますが、そのうち 41% の 1,351 人という多数が婦人です。けれど職階別の分布を見ると、上層部はほとんど男子で占められており、婦人は中層以下に多くなつています。これらの婦人を国籍別に見ると、最も多いのはアメリカ人、ついでフランス、イギリス、カナダの婦人たちとなつており、アジアからは中国人を除くほかは極く少数です。これらの職員は国際官吏という身分で、国籍とは関係なく又男女による待遇の差別も原則としてありません。（第 1,2 表参照）

註：現在の職員規定では、帰郷休暇に関する点だけ男女の間に差別があります。即ち

(a) 男子職員が帰郷するときは、本人と妻と子供の旅費をもらうことが出来ますが、女子の職員の場合は本人と子供の旅費しかもらえません。

(b) 夫妻で国連事務局につとめている場合、妻が夫が帰郷休暇をとるとき、一しよに帰郷することが出来ますが、反対の場合は許されません。妻は、職員として自分の帰郷休暇をとるか、妻としての旅費の支給を受けるか、どちらか一方をえらばねばなりません。事務局はそれぞれの資格に応じて手当を支給します。

第1表 国連事務局男女職員の等級

(1950. 12. 31)

等 級	総 数	男 子	女 子
23	9	9	0
21	15	14	1
19	28	28	0
18	36	36	0
17	71	68	3
16	136	128	8
15	144	133	11
14	186	150	36
13	190	157	33
12	196	130	66
11	124	87	37
10	69	41	28
9	147	74	73
8	105	52	53
7	193	59	134
6	400	75	325
5	530	155	375
4	219	22	97
3	145	93	52
2	109	109	0
1	47	44	3
総 計	3,320	1,969	1,351

(E/CN. 6/167 より)

註 (1) 上記数字には総会のための臨時職員や短期採用者はふくまれていない。

(2) 等級に相当する職名

23級 事務次長（事務総長の下にあり、それぞれの部局の責任者）

21級 上級部長

19級 部長

18—16級 上級事務員

15—12級 中級事務員

11—8級 下級事務員

第2表 国連事務局婦人職員の国籍
(1951. 9. 30)

アルゼンチン	10
オーストラリア	15
ベルギー	37
ブラジル	7
カナダ	115
チリ	10
中国	40
コロンビア	4
コスタリカ	1
キューバ	4
チェコスロヴァキア	9
デンマーク	6
ドミニカ共和国	6
エクアドル	5
エジプト	3
フランス	163
ギリシヤ	1
ハイチ	11
ホンジュラス	2
ハンガリー	1
アイスランド	1
インド	8
レバノン	2
ルクセンブルグ	1
メキシコ	7
オランダ	12
ニュージーランド	2
ノールウェイ	5
パキスタン	1
パナマ	1
パラグアイ	1
ペルー	11
フィリピン	5
ポランド	6
スウェーデン	6
スイス	5
シリア	1
トルコ	4
ビルマ	1
南アフリカ連邦	3
ソ連	7
イギリス	140
アメリカ合衆国	737
ウルグアイ	1
ヴェネズエラ	1
ユーゴスラヴィア	3
無国籍及国籍不明	19
總 計	1,441

（婦人少年局より国連事務局への問合せに対する 10月18日附回答による）

註 調査期日が異なるため、第1表と第3表の総計は一致しません。

2. 各審議機関への代表

(a) 総会

第5回定期総会(1950)における各国からの出席者*は総数615人で、そのうち婦人は21人(3%)でした。(この比率は5回の定期総会を通じて大して変わらないということです。) 国別にみると、アメリカ合衆国から最も多く婦人が出ており、ポーランド、デンマークがこれについて多くなっています。(第3,4表参照)

* 註 正式代表、代表代理及び顧問のみ

(b) 安全保障理事会

安全保障理事会には11の理事国からそれぞれ一名の代表を送っていますが、これらの代表に婦人がえられたことはありません。又この理事会に附属した委員会にも婦人は一人も代表として出席していません。

(c) 経済社会理事会

この理事会は18の理事国からなっていますが、最近3回(第8回、第9回、第10回)の会議を通じて、婦人は出席代表としては1人も出ていません。けれど代表代理や顧問としては、のべ26人出ています。(第5表参照)

経済社会理事会に附属して、14の機能委員会と、4つの地域経済委員会がありますが、1949年度における機能委員会の総委員196人中、婦人は24人(12%)となつています。そのうち過半数の15人は“婦人の地位委員会”の委員で、ほかに“社会委員会”“人権委員会”“差別待遇防止及び少数民族保護委員会”に少数づつ出ているだけで、他の10委員会には全然婦人は出ていません。又地域経済委員会では、総委員数73人中、婦人はヨーロッパ経済委員会に1人だけ参加しています。(第6,7表参照)

(d) 信託統治理事会

信託統治理事会は12の理事国からそれぞれ一名の代表を出していますが、今日までこれらの代表中には婦人は1人もいません。但し顧問としては若干名の婦人が出席しています。(第8表参照)

(e) 国際司法裁判所

ここには総会でえられた15人の判事が9年の任期でつとめていますが、婦人は今までに1人もえられていません。

第3表 第5回国連総会における出席者

(1950年9月、ニューヨーク、69カ国参加)

出席資格	総数	男子	女子	総数に対する女子の割合
正式代表	260人	258人	2人	1%
代表代理	186	176	10	5%
顧問	190	181	9	5%
計	636	615	21	3%

(第5回国連総会中間報告 A/INF. 38/Rev. 1 より婦人少年局で算出)

第4表 同上会議における婦人出席者

所属国名	正式代表	代表代理	顧問	計
オーストラリア	人	人	1人	1人
ベルギー		1		1
カナダ		1		1
チリ		1		1
デンマーク		1	1	2
ドミニカ共和国	1			1
インド		1		1
オランダ			1	1
ノールウェイ		1		1
ポーランド		1	2	3
スウェーデン		1		1
イギリス		1		1
アメリカ合衆国	1	1	4	6
計	2	10	9	21

第5表 経済社会理事会各議における出席者

会議	代表代理及び顧問 総数	男子	女子	総数に対する女子の割合
第8回	96人	90人	6人	6%
第9回	123	112	11	9%
第10回	82	73	9	11%
計	301	275	26	9%

(E/CN. 6/132より)

註 第8回 1949年2月-3月 レイクサクセス

第9回 1949年7月-8月 ジュネーヴ

第10回 1950年2月-3月 レイクサクセス

第6表 経済社会理事会の機能委員会における委員 (1949年度)

委 員 会 名	定 員	男 子	女 子	定員に対する 女子の割合
経 済 雇 用 委 員 会	15人	15人	0人	0%
雇用及び経済安定小委員会	7	7	0	0
経済開発小委員会	7	7	0	0
運輸通信委員会	15	15	0	0
財政委員会	15	15	0	0
統計委員会	12	10(1)	0	0
統計的標本小委員会	5	5	0	0
人口委員会	12	12	0	0
社会委員会 (5月)	18	16	2	11%
(12月)	18	15	3	15%
麻薬委員会	15	15	0	0
人権委員会	18	15	3(2)	15%
情報及出版の自由小委員会	12	12	0	0
差別待遇防止少数民族保護小委員会	12	11	1	8%
婦人の地位委員会	15	0	15(3)	100%
計	196	170	24	12%

(E/CN. 6/132 より)

註 (1) 2国は代表者を出していない (2) うち1人は議長 (3) うち1人は議長

第7表 経済社会理事会の地域経済委員会における委員 (1949年)

委 員 会 名	定 員	男 子	女 子
ヨーロッパ経済委員会	18人	17人	1人
アジア及極東経済委員会	13(委員) 7(準委員)	20	—
ラテンアメリカ経済委員会	24	24	—
中東経済委員会	11	11	—
計	73	72	1

(E/CN. 6/132 より)

第8表 信託統治理事会々議における出席者

会 議	代表代理及顧問総数	男 子	女 子
第5回 (1949年6月)	36人	34人	2人(顧問)
第6回 (1950年1月)	38	37	1(顧問)

(E/CN. 6/132 より)

3 各専門機関への代表

十余の国際機関が経済社会理事会の専門機関となつていますが、そういう機関の会議で1949年度以降婦人の出席をみたのは、ユネスコ、ILO、FAO、WHO だけで、いずれも男子出席者に対する割合は5% 以下です。(第9, 10, 11, 12, 13 表参照)

第9表 第4回ユネスコ総会における出席者 (1949年9月、パリ、47カ国参加)

出席資格	総 数	男 子	女 子	総数に対する 女子の割合
代表及び代表代理	185人	182人	3人	2%

(E/CN. 1/132 より)

第10表 第34回 ILO 会議における出席者 (1951年、ジュネーブ、57カ国参加)

出席資格	男 子				女 子			
	政府代表	使用者代表	労働者代表	小 計	政府代表	使用者代表	労働者代表	小 計
正式代表	99人	48人	47人	194人	2人	0人	0人	2人 (1%)
顧 問	128	81	100	309	11	3	6	20 (6%)
顧問兼 代表代理	14	8	5	27	3	0	0	3 (10%)
計	241	137	152	530	16 (6%)	3 (2%)	6 (4%)	25 (5%)

() 内のパーセンテージは総数に対する女子の割合。

(“ILO 34th Session” より)

第11表 同上会議における婦人出席者

所 属 国 名	政 府 代 表			使用者代表		労働者代表		計
	正式代表	顧 問	顧問兼 代表代理	顧 問	顧 問	顧 問	顧 問	
オーストリー	1	1	1	1	1	1	1	1人
ベルギー			1			1		2
デンマーク		1						1
フィンランド	1							1
フランス		3		2				5
イギリス					1			1
オランダ	1							1
ノルウェー			1					1
ポルトガル			1					1
スウェーデン		1				1		2
スイス		1				1		2
イギリス		1				2		3
アメリカ		3		1				4
計	2	11	3	3	6			25

第12表 第5回 FAO 会議における出席者 (1949年、ワシントン、59カ國参加)

出席資格	男 子	女 子	女子の所属國名
代 表 代 理	109 人	1 人	ハンガリー
準 委 員 員 間	189 人	1 人	デンマーク
計	293 人	5 人	アメリカ (3)

(E/CN. 6/132 より)

第13表 第2回 WHO 会議における出席者 (1949年6月、ローマ 53カ國参加)

出席資格	総 数	男 子	女 子	総数に対する女子の割合
代表及び代表代理	230 人	221 人	9 人	4 %

(E/CN. 6/132 より)

Ⅱ 婦人の地位委員会の態度

以上のような状態に対して、国際連合婦人の地位委員会は大きな関心をもち、国際連合憲章*にもとめるものとして、その改善に努力しています。即ち

(1) 第3回会議 (1949) において、國連の諸活動における婦人の参加が低調であることが指摘され、事務局総長に対して、國連事務局における婦人職員の地位と、國連各機関における婦人の進出状況についての報告書を作成して、同委員会の次の会議に提出するように要求しました。

(2) 第4回会議 (1950) において、事務総長から提出された報告書を検討した結果、婦人の地位委員会は事務局総長に対して、國連事務局の婦人職員が補助的な地位にあることの原因を明らかにすることを要求し、婦人職員の昇進と高い地位へ婦人を任命することを希望しました。同時に各國がもつと多くの婦人を代表に任命するように、各國政府によびかけることを経済社会理事会に要求しました。

(3) それに対して事務局総長は、婦人の地位委員会第5回会議 (1951) に当つて、國連事務局における婦人職員の雇傭状況に関する報告書を提出すると同時に、事務局職員の任命、昇進に関しては、男女及び國籍による差別は全く設けていない、という声明書を出しました。又経済社会理事会は第11回会議 (1950) において、婦人の地位委員会の要求は、一つは事務局内部の問題であり、

一つは各加盟國の國內問題であるという意見によつて、理事会としては特別な処置はとらないことに決定しましたが、討議の記録は加盟國政府及び「行政予算問題諮問委員会」に回送されました。

(4) 婦人の地位委員会は第5回会議において、重ねて事務局総長に、婦人を高い地位につけるように要望し、又事務局、國連諸機関における婦人の地位についての報告書を出すように要求しました。

(5) 國連事務局職員のうち、扶養家族のあるものに対して支給される手当や補助金について、従前は妻のある男子職員には無條件に支給されながら、夫のある女子職員に対してはその夫が無能力で全面的に妻が扶養している場合にだけ支給されているという差別があつたので、婦人の地位委員会はこれを指摘していましたが、1951年1月1日から有効となつた新しい規定によつて、この差別は廃止され、一家の生計の主要な扶養者に対しては、男女の別なく手当や補助金が支給されることになりました。現在残っている婦人休暇に関する差別についても指摘していますが、改正のための公けの決議はしていません。

* 註 国際連合憲章第8條「国際連合は男子及び婦人がその主たる機翼及び補助機翼に、如何なる資格においても、且つ平等たることの條件の下に参加するの資格を有することに対し、何等の制限をも設けることなかるべし。」(訳文は横田喜三郎「国際連合」による。)

1952年3月20日 印刷

1952年3月25日 発行

東京都千代田区大手町1丁目7番地
編集兼 労働省婦人少年局
発行人

東京都千代田区神田錦倉町1番地
印刷人 古 川 篤 夫

東京都千代田区神田錦倉町1番地
印刷所 東陽印刷株式会社